

令和 7 年高島市農業委員会第 9 回総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 9 月 1 0 日（木）

午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 5 分まで

2 開催場所 高島市役所 新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

3 出席委員（1 6 人）

会長	6 番	中田正敏
副会長	10 番	地村満信
	1 番	田中孝敏（議事録署名委員）
	4 番	高木敏一
	7 番	前川幸雄
	8 番	古谷久栄
	9 番	上原満枝
	11 番	中川幸雄
	12 番	中江武良
	13 番	岸田忠則
	14 番	山田善嗣
	15 番	浅井嘉己
	16 番	古田卓見
	17 番	清水 巧
	18 番	足立 功
	19 番	石津紘子（議事録署名委員）

4 欠席委員（3 人）

2 番	青谷喜代一
3 番	橋本久義
5 番	采野 哲

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第1 令和 7 年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第 2 回会長会について

- 第 3 報告第 16 号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
- 第 4 報告第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 5 報告第 18 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 6 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 36 号 非農地判断について
- 第 8 議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について
- 第 9 議案第 38 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 7 年第 10 回総会について

- ・ 日 時 令和 7 年 10 月 9 日（木） 午後 1 時 3 0 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・10

6. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	主任	奥村 志穂
	主査	上原 翔

7. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

8. 会議の概要 次のとおり

事務局	それでは、始めさせていただきます。皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和 7 年第 9 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、16 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、2 番青谷委員、3 番橋本委員、5 番采野委員の 3 名となっています。本日の案件は、報告事項が 1 件、報告案件が 11 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件が 7 件、非農地判断案件が 2 件、市長部局からの案件として、農用地利用集積等促進計画案件が 48 件、農業経営改善計画の認定案件が 2 件、以上 71 件につきまして、ご審議いただくことになっております。また、総会終了後、令和 7 年度高島市農業施策等に関する意見書調整会議の開催を予定しておりますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。
-----	---

	本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。なお、個人情報の観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」につきましては、会議終了後回収させていただきます。また、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご活用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしく願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 (唱 和)
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。
事務局	はい。副会長ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき会長をお願いをいたします。それではよろしくをお願いします。
会長	それでは皆様、改めましてこんにちは。各委員の皆様には、常日頃から農業委員会活動にご精励をいただいておりますことを、この場をお借りして改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。また唐突でございますが、皆様方もご承知をいただいておりますとおり、8月1日をもちまして農地利用最適化推進委員の方が失職をされました。これに関しましては先月の19日に開催されました、滋賀県農業会議の諮問委員会におきまして、私の方から各市の会長の方へ、お詫びを申し上げたところでございますし、また日を改めまして8月の下旬には、県内各市町の農業委員会事務局宛に高島市農業委員会から、簡単な経緯と法令遵守について徹底をしていきます。ということで、報告をさせていただいたところでございます。こうしたことを考えてみますと、私達も法令遵守という概念はわかっているんですが、農業をしていますと、これはどうなのかなあ。と少し疑問もでている面も

ございます。やはり第三者から指摘をされるような行動言動等につきましては、改めて私達も注意をしながら、活動をしなければならないというふうに考えております。私も含めまして、今後の活動につきましても皆さん方のご協力をお願い申し上げたい、このように考えているところでございます。また話は、変わりますが、9月は秋の収穫期というようなことでそれぞれ米の概算金等につきましても、私が農業をするようになって約50年経ちますが、初めてコシヒカリの1等が2万8000円という価格が提示されて事は、始まって以来の高値か。というふうに思っております。他の県も大体2万8000円とかで推移しております。8月の新米が出回ってきた中で、8月9月にかけてはこの辺が少しまた消費者米価があがってきているというふうに聞いているところでございます。これは生産と消費を、どのようにバランスを持ちながら、それぞれがウイウイでいけるような方向で運営していく。これは、農水省が進めている話ではありますが、これまで続いていた生産調整から、米の大増産の方向へ政策方針を変えていくというところでございますけれども、本当に、簡単にそれができるのかなあ。というところとそれから、今まで生産調整をしてきた体制がどうなっていくのかなあ。というところが全く見えてこない状況であります。日本で麦・大豆を作りましても補助金が無ければ、完全に赤字となるのが、今の状態でございますので、このあたり国の食料の自給率を高めるということ。それから食料安全保障という観点からいたしましても、作ればそれなりに成果が生産者の方に返ってくる。ということがやっぱり保障されなければ後継者が非常に少ないという現状に対して変化が出てこないと思うんですけど、それを改善するひとつの方策としてコストダウンも言われており、これが、農地の集積集約を進める政策ですが、今年の3月31日までに地域計画を作成し、農地を集めていこうという動きが始まったところです。本当に、こういった方向になりますと、農業というものが、将来安定した職業になっていけるのかどうか。が問われる大きな分岐点に繋がるのではないかなというふうに考えております。こうした中で、地域計画を作られている中で、農水省の調査では、全国平均で約30%余りの農地が10年後には、耕作者が不在となることが出てまいりました。滋賀県では、約10%程度の農地が耕作がないという状況となっております。これは、耕作者がいないとどうなるのかということ、農地が遊休農地になるという方向となり、ここを止めなければならないのが、私達農業委員会の枠割であります。こう考えていきますと、国の政策によって発生する遊休農地を国の政策で解消していくことが、現場の世界で可能かどうか。実際の農地を抱えている現場で本当に簡単なビジョンなのか。と考えていく状況に来てるのではない

	かな。とこの辺を考えております。また今年、皆さん方も意見書の集約にそれぞれ大変お世話になりまして、今日この後、意見書調整委員会を開催しまして、そこでまとまったものを、皆さん方にご判断をいただくところまで進めてきているんですが、こうしている間にも国のほうで政策が変わっていく。そんなこともございますので、この辺も十分に留意をしていた中で、皆様方も、私事の意見として、しっかり見ていただいて、これをもう少しこういうふうにすればとか。こういうことが抜けているのではないかと指摘していただきたいと考えているところでございます。ちょっと長い話になりまして恐縮でございますけれども、これからは、アメリカを見ていたら、何とかあった日本が、世界を見なければ何ともならない日本になってきている感じはしています。自動車の関税にしましても、企業が負担していかないといけない状態にある。また、世界では、2 カ国では大きな戦争が起こっております。こうした世界の行政を踏まえた中で、やはり高島には、直接関係が無い印象を受けますが、そういった一つ一つのことが私達の農業生産の中に、また生活に大きな負担を強いている。要因になっているということにつきましても、ご留意いただきたいと考えているところでございます。そういった中でございますが、本日ご提案申し上げます議案につきましては、十分ご審議をいただきまして、適正なるご判断を申し上げまして、日頃のお礼とご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。
会長	それではこれより令和 7 年第 9 回高島市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程に従いまして、会議を進めさせていただきます。議事日程第 1、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、19 番石津紘子委員、1 番田中孝敏委員のお二方を指名させていただきます。お二方、よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、議事日程第 2、報告事項を議題といたします。報告事項第 1「令和 7 年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第 2 回会長会について」これにつきましては、私が参加しましたので、自席からではありますが、私から報告させていただきます。
会長	令和 7 年度の第 2 回滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会が、8 月 20 日に東近江市にあります、あいとうマーガレットステーションで開催をさ

れました。提案いただきました議案は、役員の選任についてということでございますが、これは現在副会長を務めておられます大津市農業委員会の会長が、1年任期で交代をされたということで、その役員人事がございました。その他には県農業会議からの情報提供それから事務局からの報告ということでございまして、協議事項は、1点目が職員研修について。ということで、県外視察研修の行先などについて。2点目が、都市連の方向について。ということでございます。都市連の方向については、この2年ぐらい前からずっとそういう方向で検討をまいりました。要は都市連の構成は13市ですけれど、残りの6町の農業委員会を加えるかどうかということが焦点となって話し合いを進めてまいりました。これにつきましては、過去にも2回こういった事例の話し合いがあったところでございますが、市としては経費の負担等々の関係もあるので、その時には参加しないという方向やったんですが、今回も13市だけの会議の中では、入れたらどうかということで、話し合いをしております。基本的には参加を求め、町の農業委員会に参加していただく。ただし一般的な会員ではなく、協賛会員みたいな形で。例えば研修などには、実費負担という形で参加をいただくという方向でまとまっていくのではないのか。というふうなことでございました。

それと現地研修ということで、「新規就農希望者への多面的サポートについて」ということで、連携協議会の取組について話をいただきました。

2つ目には、「籾殻くん炭を通じた環境型農業について」ということで、これにつきましてはNPO法人愛まちエコクラブというところが、それぞれ研修の内容につきまして報告をいただきながら、質疑応答をさせていただいたというところであります。

県外研修の研修先として、候補地の藤原京菜園については、「奈良の地で、ご家族の笑顔をつくる農業を」をテーマに香久山の近くで野菜の栽培をされているもの。「藤原京トマトで食卓に笑顔を届けたい」との思いを持っておられるトマト栽培の事業と、もう一つは山口農園というのがありましてこれにつきましては、ハーブ類の生産確保というふうなものを、やっておられるところであります。その中で注目されるのは、病名、病虫害防除の方法ということで、健全な土壌管理、共栄作物および天敵を利用した栽培形態で、化学肥料、化学農薬は使われていかないということや、水源や周辺からの汚染に対する防除方法ということで、水源に対しては周辺からの汚染水の流入のない水を使用する。洗浄水は保健所検査の飲料水を使用する等、また異常トラブルが発生したときの処置または報告ということで、異常やトラブルが発生したときは全て廃棄処分にするというを徹底してい

	るというのと、一般品との混同を防ぐというようなことで収穫の日を変える。または保管場所を徹底的にわかりやすくするというところで取り組んでいるところであります。なお、この辺の地で、どれぐらいのものができのかな。というのは、私もよくわからんですが、ここでは、軟弱野菜で約 25 ヘクタールを栽培しており、4.6 ヘクタールを 5 から 6 回ぐらいローテーションをして、経営の総面積は 10 ヘクタールということでございます。従業員は 43 名でやっているというふうな報告がございました。 この高島市では、水の美しい市でございますので、こういうようなものについても、一部取り入れて事業化できることも可能じゃないのか。というふうに思っています。特に、新旭のかばたは全国的にも綺麗な水というふうなことで売り出しができておりますし、「びわ湖源流の郷たかしま」も、数年前から高島のイメージとして定着してますので、こうした一つずつの高島の売りが繋がっていければと考えてみますと、その辺のところも含めて今後の課題として取り組んでみてもいいのではないかな。というふうに思いました。ちょっと訳のわからない報告で恐縮でございますけれども一つ、この辺で報告に代えさせていただきたいと思います。
会長	何かこのことについてご質問等ございましたら、今わかる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。何かございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第 1 を終りたいと思います。 次に、議事日程第 3 報告第 16 号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	3 ページをご覧ください。報告第 16 号。田畑転換等 農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等 農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程 第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、これを受理したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。令和 7 年 9 月 10 日。高島市農業委員会会長。番号 1。土地の表示、地番 1393 番。地目、田。面積、248 平方メートル。目的、田に盛土をして、樹園地として利用。申請位置図等は、議事案件資料集 1 ページ・2 ページをご参照ください。 田畑転換等 農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するな

	ど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。 本件は、水稻を作付けするには、面積が小さく農機が入りにくいことから、盛土を行い、果樹の栽培を行うこととして、田畑転換の形状変更届出が提出されたものです。 「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和7年7月30日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。以上でございます。
会長	このことにつきまして何か、ご意見とかご質問ありましたら、ご発言をお願いします。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見も無いようでございますので、以上で「報告第16号」の案件を終わらせていただきます。
会長	それでは次に、議事日程第4報告第17号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	4ページをお開きください。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから5ページをご参照ください。 報告第17号、農地法第3条の規定による許可について。民事執行法に基づく農地の競売について、「農地買受適格証明書」を交付した願出人より、農地法第3条の規定による許可申請書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これを許可したので報告します。令和7年9月10日、高島市農業委員会会長。5ページをご覧ください。1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番966番。地目、畑。面積137平方メートル。地番1604番。地目、畑。面積299平方メートル。計2筆。面積436平方メートル。参考資料の資料1をご覧ください。今回の案件につきましては、2、「手続きの基本的な流れ」の①「入札期間が、総会開催日以後とされている場合」に該当します。それでは、ご説明させていただきます。 本案件は、令和7年5月総会にて承認いただきました農地の競売に係る

	「農地買受適格証明書」を交付した願出人のうち、先の競売により最高価買受申出人となった譲受人から、農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありました。「農地買受適格証明書」を交付した時と申請内容に変わりがなかったため、会長専決規定により、令和7年8月29日に許可しましたので報告いたします。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、ご意見もないようですので、以上で報告第17号の案件を終わります。 次に、議事日程第5。報告第18号農地の転用事実に関する照会についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	6ページをお開きください。報告第18号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和7年9月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番748番。地目、田。面積1120平方メートル。現況、非農地。番号2。地番2246番1。地目、畑。面積95平方メートル。現況、非農地。番号3。地番188番3。地目、田。面積241平方メートル。現況、非農地。番号4。地番2938番2。地目、田。面積509平方メートル。現況、非農地。番号5。地番136番1。地目、畑。面積70平方メートル。現況、非農地。番号6。地番137番1。地目、畑。面積147平方メートル。現況、非農地。番号7。地番138番1。地目、畑。面積206平方メートル。現況、非農地。番号8。地番139番1。地目、畑。面積135平方メートル。現況、非農地。番号9。地番1687番8。地目、田。面積53平方メートル。現況、非農地。計9件2576平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号9について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により

	登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。これについて、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、ご意見ないようでございますので、以上で報告第18号を終ります。 次に、議事日程第6議案第35号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局および担当農業委員の皆さんからそれぞれ説明をお願いします。
事務局	8ページをお開きください。高島市農委議案 第35号。農地法 第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年9月10日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。9ページをご覧ください。1. 所有権の移転。 番号1。土地の表示、地番1329番。地目、畑。面積163平方メートル。地番1331番1。地目、田。面積 128平方メートル。地番1332番2。地目、田。面積60平方メートル。地番1344番1。地目、畑。面積58平方メートル。計4筆。409平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページ・8ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しており、また高齢のため、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と、居住地に隣接し、農業を始めるうえで何かと都合が良い、マキノ在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、管理機を1台所有する予定で、申請地において野菜や果樹の栽培を計画されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高木委員	4番高木です。ただいまの事務局の説明のとおりです、現場も確認しており特に問題ないかと思います。慎重審議をよろしくお願いします。
事務局	次に参ります。番号2。土地の表示、地番1352番1。地目、田。面

	積 299平方メートル。地番1353番1。地目、田。面積215平方メートル。地番1353番2。地目、畑。面積91平方メートル。計3筆。605平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 8ページ・9ページをご参照ください。 申請地は、相続したものの遠隔地に居住しており、管理が難しく農地を売却したい譲渡人と、居住地に隣接し農業を始めるうえで利便性が良い、マキノ在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は5年ですが、申請地において、手作業で梅の栽培を行う旨の営農計画書が提出されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高木委員	4番高木です。ただいまの説明のとおりです。申請地において手作業にて梅の栽培を行うという事を確認しました。慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	次に参ります。番号3。土地の表示、地番445番1。地目、畑。面積158平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 9ページから11ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため耕作することが難しく、農地を手放したい譲渡人と、居住地に近く農業を行ううえで、何かと都合が良い今津在住の譲受人との間で話がまとまり、贈与により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、トラクター等の大型機械も保有しており、申請地において、野菜の栽培を計画されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
前川委員	7番前川です。本日、采野委員が欠席されておりますので、私が変わって報告します。内容については、事務局からの説明のとおりです。現場等も確認してまいりました。特に問題は無いと思います。慎重審議をお願いいたします。
事務局	次に参ります。番号4。土地の表示、地番621番1。地目、畑。面積447平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 11ページから13ページをご参照ください。 申請地は、日中は仕事のため、耕作することが難しく農地を売却したい

前川委員	譲渡人と居住地に近く野菜を作るのに都合が良い今津在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は、2年ですがトラクターを借受け、野菜の栽培を計画されています。 申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	7番前川です。同じく采野委員が欠席されておりますので、私が変わって報告します。内容については、事務局からの説明のとおりです。特に問題は無いと思います。慎重審議をお願いいたします。 次に参ります。番号5。土地の表示、地番2295番。地目、田。面積694平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集13ページから15ページをご参照ください。 申請地は、先代から譲渡人の酒販店の倉庫敷地と交換して譲受人が使用しており、譲渡人と譲受人との間で今般、正式に登記整理を行うことで話がまとまり、交換により所有権を移転するものです。 譲受人は安曇川在住で障害があるため農作業はできませんが、譲受人の母は以前から所有する畑を耕作し、申請地である水稻については、水回りや草刈りなどの管理を行ない、田植え、稲刈りなどの作業は、アグリサポート高島へ作業委託することとし、土地改良区からも同意が得られています。なお、申請地は贈与税の納税猶予の適用を受けている農地となっているため、障害のある譲受人の名義にする必要があることを申し添えます。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。現地も確認しました。特に問題ないと思います。慎重審議をお願いします。
事務局	次に参ります。番号6。土地の表示、地番1473番。地目、田。面積816平方メートル。地番1480番。地目、田。面積955平方メートル。計2筆。1771平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集15ページから17ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、耕作している農地に近く耕作するのに便利で規模拡大を図りたい、高島在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するもの

	移転。番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 挙手多数
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 4 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 5 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 6 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。

	次に、番号 7 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号 1 から番号 7 の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第 7。議案第 36 号「非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	11 ページをお開きください。高島市農委議案第 36 号。非農地判断について。上記の議案を提出する。令和 7 年 9 月 10 日。高島市農業委員会会長。非農地判断について。農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査において、高島市農業委員会非農地判断事務処理要領に基づき、再生利用が困難な農地と判断した土地について、同法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことについて審議を求める。12 ページをご覧ください。番号 1。土地の表示、1257 番。地目、田。面積 411 平方メートル。番号 2。土地の表示 1232 番。地目、田。面積 505 平方メートル。計 2 件。916 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 20 ページから 23 ページをご参照ください。併せて、当日配付参考資料 3 高島市農業委員会非農地判断事務処理要領をご覧ください。 本案件は、農地法第 30 条第 1 項の規定により実施した利用状況調査において、高島市農業委員会非農地判断事務処理要領に基づき、再生利用が困難な農地と判断した土地について、同法第 2 条第 1 項の農地に該当しないこととして、非農地として審議いただくものです。 なお、これらの非農地の判断については、事務処理要領第 3 条第 2 項に基づき 5 月 27 日に非農地判断検討委員会の農業委員 5 名により現地調査を行っており、当該、土地所有者には、同要領第 3 条第 4 項に基づき、現況認識に違いがないか。および農地としての利用計画があるかないかについて、事前通知書により確認を行っております。なお、前回 8 月 8 日総会終了後の非農地検討委員会におきまして、非農地判断を起因とした影響について協議し、今回、審議いただくこととなりました。本日、総会で決定いただきましたら、要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、「非農地通知書」の発出と市税務課・法務局に対して、同条第 2 項の規定に基づき、非農地通知を行った旨の情報提供することとなります。以上でございます。

会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第３６号「非農地判断について」を審議します。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより議案第３６号「非農地判断について」の採決に入らせていただきたいと思います。番号１と番号２の案件について、審議のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第３６号「非農地判断について」の番号１と番号２の案件については、申請のとおり決定しました。 それでは、次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたしますが、再開は２時３５分とします。 (農業政策課職員：入室)
会長	それでは再開します。次に議事日程第８。議案第３７号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	１３ページをお開きください。高島市農委議案第３７号。農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和７年９月１０日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。１、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和７年１０月３１日。農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課奥村と申します。農用地利用集積等促進計画についてご説明

会長	申し上げます。着座にて失礼いたします。農用地利用集積等促進計画。令和7年10月31日。高島市。農用地利用集積等促進計画は15ページのとおりでございます。こちらにつきましても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 農用地利用集積等促進計画案について。(1) 権利設定農用地は48筆。(2) 権利設定面積は69,576平方メートル。(3) 農地中間管理機構に権利の設定をする者(貸し手)は21名(4) 権利の設定を受ける者(借り手)は15名(5) その他 農用地利用集積等促進計画は16ページから19ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。 はい。ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより議案第37号「農用地利用集積等促進計画の作成について」の審議を行います。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第37号「農用地利用集積等促進計画の作成について」は、原案のとおり同意することに決定しました。 それでは、次に議事日程第9。議案第38号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。 これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。
事務局	はい。説明させていただきます。20ページをお開きください。高島市農委議案第38号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和7年9月10日。高島市農業委員会会長。 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につ

農業政策課	き、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課の上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、継続案件として新旭地域で1件、安曇川地域1件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。21ページをご覧ください。番号1の●●●● ●●●●●●●●の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は1,388アールであり、これを1,400アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は1,448アールまで拡大されました。今後も地元の農地の集積・集約を進め、1,500アールまで拡大される計画を立てられています。地域の集落営農組織として、地域の農地を守っていく為に、後継者の育成や機械の更新を行いながら、安定的な収量、収益が維持できるように品種の変更や販売先の見直しを進めていかれます。 22ページをご覧ください。番号2の●●●●●●の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は2,720アールであり、これを2,820アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は3,360アールまで拡大されました。今後は更なる集積・集約を進め、3,960アールまで拡大される計画を立てられています。面積拡大により、雇用の増加も考えておられます。高温対策として田植の時期を調整し試行錯誤しながら、品質向上をしておられます。また、耕畜連携にも取り組まれており、堆肥を入れることによる経費削減をされています。 以上の2件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、議案第38号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の審議を行います。はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、お願いします。
中川委員	11番中川です。基本的なところで申し訳ないですが、確認の意味で質問させていただきました。資料1と資料2の案件を比較しますと、農業用機械の現状と取得計画の欄ですが、資料1は、ある程度細かく書かれてい

農業政策課	るが、資料２については、これでは農業経営ができないような内容で機械の保有状況が非常に少ないのが気になった。何か申請にあたっての基準はあるのか？ はい。お答えします。資料１と資料２については、明らかに機械の情報量が違いますが、この部分については、申請者から主な機械の保有情報を記入していただいていることから、申請者によってバラツキがでている状況です。しかしながら、農業政策課において、一定の機械の保有状況を確認しているところです。
会長	はい。他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の採決を行います。 まず、番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号２の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第３８号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の「農業経営改善計画の概要」番号１と番号２の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。 （午後２時５５分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 19番 _____

議事録署名委員 1番 _____